

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 22

円滑化法「確認申請」の仕方：事前準備①

事業承継税制で贈与税や相続税の納税猶予の特例を受けよう、あるいは、いざという時に特例を使えるようにしておこうとする場合は、必ず事前に経済産業大臣に「計画的な承継の取り組みに関する」確認申請をして、その確認の通知を受けておく必要があります。

それには、経営承継円滑化法施行規則第15条第2項の規定による確認申請書を作成して、以下の添付書類を付けて提出することになります。申請書に記載する必要な事項については、このFax情報の9月2日の12号で触れていますので、ご確認ください。また、提出先は北海道経済産業局です。

添付書類は、①定款写し、②登記事項証明書、③株主名簿写し、④上場会社・風俗営業会社に該当しない旨の誓約書、⑤特定代表者の後継者等に関する戸籍謄本等、⑥特定後継者が特定代表者の有する当該中小企業の株式等及び事業用資産等を支障なく取得するための具体的な計画に関する書類…です。

まず事前の準備についてお話ししましょう。

確認申請書に添付する書類のうち「株主名簿」についてのポイントは以下の通りです。

株主名簿に関しては、会社法上で形式は決まっていますが、記載すべき事項が決まっています。稀に、株主名簿の提示を求めると、無いからといって何らかの表を改めて作成される会社があります。また、法人税申告書の別表二の写しを差し出される会社もありますが、これは株主名簿ではありません。

会社法が求める株主名簿の記載事項は、①氏名又は名称、②住所又は所在地、③取得年月日、④株数、そして株券発行会社については⑤株券番号です。

良く見る株主名簿には、②住所又は所在地や③取得年月日の無いものが多いようです。「取得年月日」が複数ある＝異動がある場合は、株主別の名簿を作った方がいいでしょう。

⑤株券番号については、後で説明する定款や登記事項証明書で株券発行会社になっているかどうかと、現実の株券発行の有無の確認も大切です。株券発行会社であっても、株主から請求があるまでは株券を発行しなくてもよいというのが、今の会社法の規程になっています。実際に、納税猶予の特例を使う時には担保に入れるために株券発行が必要とされています。これらの点を予め検討しておくことも大切です。

株主名簿の形式とは別に予め準備しておくべき事に、名義だけを借りている株主の確認と整理があります。経験的には名義株を結構見かけますので、この機会に取り組むべき事柄といえます。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768